



許可番号第 02320001079 号

## 産業廃棄物処分業許可証

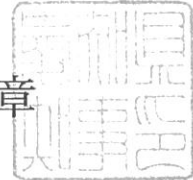
住 所 西尾市下矢田町薄畑36番地1

氏 名 株式会社 エヌジェイエス  
代表取締役 石山 勝範 様  
(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条第六項の許可を受けた者であることを証する。

愛知県知事 大村 秀 章



許可の年月日 令和 3 (2021) 年 11 月 30 日  
許可の有効年月日 令和 10 (2028) 年 9 月 16 日

### 1 事業の範囲

#### (1) 事業の区分

中間処分 (圧縮、減容固化、焼却、選別、破碎)

#### (2) 産業廃棄物の種類

##### ア 圧縮

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
紙くず、繊維くず、金属くず (自動車等破碎物を除く。)

以上 4 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### イ 減容固化

廃プラスチック類 (発泡スチロール類に限る。)

以上 1 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### ウ 焼却

汚泥 (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃油、廃酸 (水銀含有ばいじん等  
を除く。)、廃アルカリ (水銀含有ばいじん等を除く。)、廃プラスチック  
類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、紙くず、木くず、  
繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず

以上 11 品目 (水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

##### エ 選別

廃プラスチック類 (自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、  
紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず (自動車等破碎物を除

く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 8 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

オ 破砕

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、木くず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)、及び陶磁器くず(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。)

以上 5 品目(水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

2 事業の用に供するすべての施設

(1) 圧縮施設

ア 設置場所

西尾市吉良町荻原百度荒子 3 1 番 1

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 15 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。)	3.96t/日 (0.495t/時間)
紙くず	1.96t/日 (0.245t/時間)
繊維くず	4.815t/日 (0.6019t/時間)
金属くず(自動車等破砕物を除く。)	6.642t/日 (0.8303t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(2) 減容固化施設

ア 設置場所

西尾市吉良町荻原百度荒子 3 1 番 1

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 15 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類(発泡スチロール類に限る。)	0.456t/日 (0.057t/時間)
------------------------	----------------------

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(3) 焼却施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上 4 2 番の 7 9

イ 設置年月日

平成 6 年 5 月 9 日

ウ 処理能力

汚泥（水銀含有ばいじん等を除く。） 24.08m<sup>3</sup>/日（3.01m<sup>3</sup>/時間）

廃油 1.6m<sup>3</sup>/日（0.2m<sup>3</sup>/時間）

廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。） 4.8m<sup>3</sup>/日（0.6m<sup>3</sup>/時間）

廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。） 4.8m<sup>3</sup>/日（0.6m<sup>3</sup>/時間）

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び

石綿含有産業廃棄物を除く。） 10.16t/日（1.27t/時間）

紙くず 24.08t/日（3.01t/時間）

木くず 22.88t/日（2.86t/時間）

繊維くず 23.46t/日（2.933t/時間）

動植物性残さ、動物系固形不要物  
22.88t/日（2.86t/時間）

ゴムくず 10.16t/日（1.27t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 6 年 3 月 8 日 6 令西保第 230-2 号

(4) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上 4 2 番 3 2

イ 設置年月日

平成 7 年 1 2 月 7 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

129.6m<sup>3</sup>/日（16.2m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

西尾市吉良町荻原百度荒子 3 1 番 1

イ 設置年月日

平成 21 年 4 月 15 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず（自動車等破砕物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

162m<sup>3</sup>/日（20.25m<sup>3</sup>/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

該当なし

(6) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上 4 2 番の 7 9

イ 設置年月日

平成 6 年 10 月 7 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

40t/日（5t/時間）

木くず

52.08t/日（6.51t/時間）

金属くず（自動車等破砕物を除く。）

67t/日（8.4t/時間）

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

51t/日（6.45t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

72t/日（9t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 6 年 8 月 8 日

6 令西保第 228-5 号

(7) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上 4 2 番の 7 9

イ 設置年月日

平成 12 年 11 月 25 日

ウ 処理能力

ガラスくず・コンクリートくず（工作物の  
新築、改築又は除去に伴って生じたものを除  
く。）及び陶磁器くず（自動車等破砕物及び  
石綿含有産業廃棄物を除く。）

41.1t/日（5.14t/時間）

がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

58.24t/日（7.28t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 13 年 4 月 13 日

使用届出

(8) 破砕施設

ア 設置場所

西尾市吉良町宮迫大上 4 2 番の 7 9

イ 設置年月日

平成 13 年 1 月 25 日

ウ 処理能力

木くず

114.5t/日（14.3t/時間）

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日及び許可番号

平成 13 年 4 月 13 日

使用届出

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和 63 年 9 月 17 日 新規許可

平成 8 年 9 月 13 日 更新許可

平成 13 年 9 月 17 日 更新許可

平成 19 年 4 月 10 日 更新許可

平成 23 年 10 月 26 日 更新許可

平成 28 年 9 月 23 日 更新許可

令和 3 年 11 月 30 日 更新許可（優良認定）

5 規則第 10 条の 4 第 7 項の規定による許可証の提出の有無

有 ・ ④

